航空機用原動機	航空機用原動機の製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
航空機用プロペラ	航空機用プロペラの製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
回転翼	回転翼の製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
飛行指示制御装置	飛行指示制御装置の製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
統合表示装置	統合表示装置の製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
回転翼航空機用トランスミッション	回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務
ガスタービン発動機制御装置	ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関し、一定水準以上の品質を確保するための製造、修理又は検査工程の設計、管理、改善等に関する事務

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第六十二号）の公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に改正前の航空機製造事業法施行規則（以下「旧省令」という。）第二十一条の二、第二十六条又は第三十二条の二の規定により選任されている航空検査技術者は、改正後の航空機製造事業法施行規則（以下「新省令」という。）第二十一条の二、第二十六条又は第三十二条の二の規定にかかわらず、新省令の施行の日以降引き続き、航空検査技術者であるものとする。

3　許可事業者は、改正前の航空機製造事業法施行令第二条の航空工場検査員国家試験に合格している者を、新省令第二十一条の二、第二十六条又は第三十二条の二の規定にかかわらず、旧省令第二十一条の二、第二十六条又は第三十二条の二並びに第三十六条及び別表第六の規定により航空検査技術者に選任することができる。